

鹿沼市自治基本条例策定 中間報告

昨年11月、佐藤市長より委嘱をうけ『鹿沼市自治基本条例を考える会』が41名で活動を開始し、まもなく一年。
これまでの経過・課題、今後の進め方について中間のご報告申し上げます。

条例策定への思い

- ・ 鹿沼らしさ（風土、文化）を反映した条例に！
- ・ シンプルでわかり易い条例に！
- ・ 手づくりで使い勝手のよい条例に！

経過

*策定の大日程は、別紙『鹿沼市自治基本条例策定フロー』をご参照ください。

①『鹿沼市自治基本条例を考える会』の運営

会運営の効率化を図るため「事務局」を組織(構成12名)し、「全体会議」(月一回程度の開催)を円滑に運営する。

【今までの開催回数】

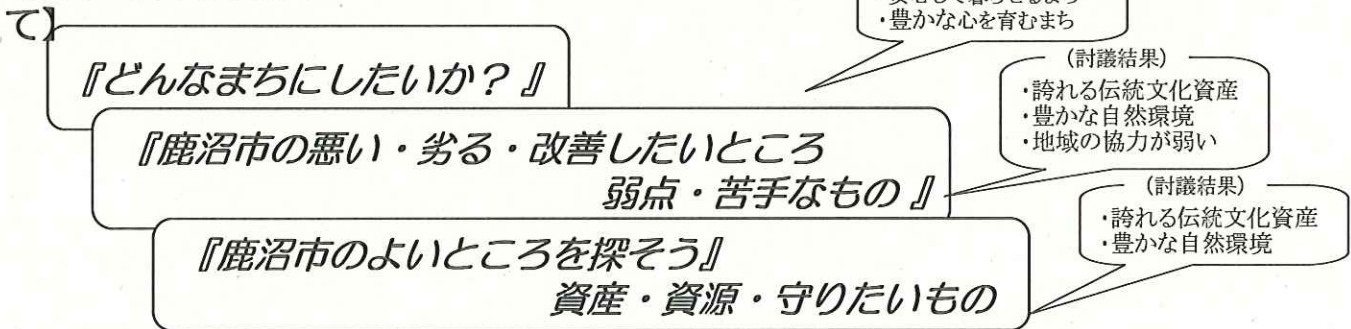
- ・ 事務局会議 ; 16 回
- ・ 全体会議 ; 11 回
- ・ 先進地視察 ; 1 回



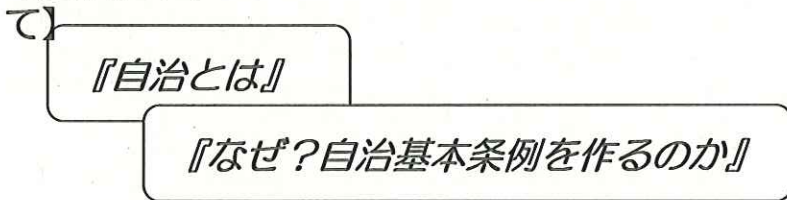
②全体会議（グループ討議）で『まちづくりの方向性』を議論

平成21年12月 ~ 平成22年5月

【まちづくりについて】



【自治について】



考える会の見解

自治とは；個人や地域の人々の幸せを求めると住んでいる人達が、自分達の出来る事は自らの手で解決すること。

③専門部会（市民、行政、協働）を立上げ、更に掘り下げた議論を

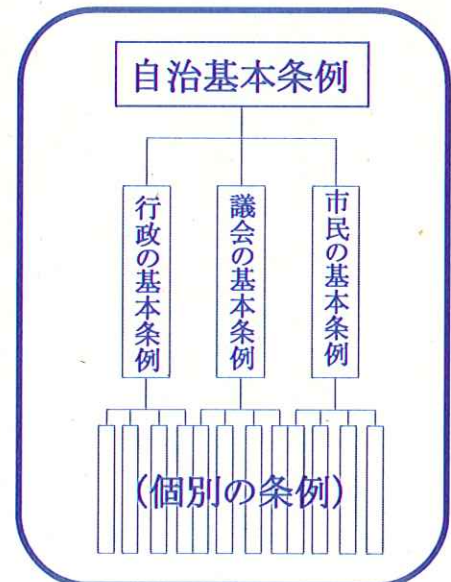
- ・自治の主体（市民）、自治のしくみ（行政）、連携と協力（協働）
といった個別のテーマを専門部会で深く掘り下げ議論し、基本条例の骨子づくりにつなげる。

部 会	検 討 概 要	構 成 人 数	開 催 回 数
市 民	自治と市民参加、市民・住民の定義、範囲 住民投票 等	13人	14回
行 政	行政手続き、議会・市の役割と責務 財政運営 等	14人	12回
協 働	共治(ガバナンス)、地域コミュニティー 市民提案制度 等	13人	12回

考える会の見解

鹿沼市自治基本条例の体系図；

- ・市のまちづくり理念を定めた最高規範。



先進地研究・交流；千葉県流山市

- ・8月24日 25名で視察
市民の巻き込みを数多く行って
基本条例を策定・施行した市であり
今後の参考になるため視察した。

これまでの成果と課題

- ・グループ討議を中心とした全体会議では、メンバーの共有認識をはかり、目指す方向性が確認できた。
- ・専門部会では3つの切り口から、条文の骨子部分への検討に入り、議論の密度も高くなってきた。

* 41名が委嘱を受けたが、実質的には30名程度の委員会活動になっている。
⇒新たに委員として参加したい声もある。
⇒今後、市民との意見交換会等を踏まえると仲間を増員したい。

今後の進め方

①専門部会の継続検討で条例の骨子づくり

- ・各部会の検討をさらに進め、条例の骨子案への整理
- ・他部会の検討内容を理解し、メンバー全員が骨子案を完全なものに

②市民との意見交換の準備

- ・「条例の骨子案」を携え、市民の意見交換の準備を。
(PRツール、対象集団、等)

③みんなでまちにでる

- ・自治会、企業、学校、諸団体等にできるだけ広く、「考える会」のまちづくりの思いを伝え、多くの市民の声を聴き、条例に反映する。